

基安労発第 1001001 号
平成 19 年 10 月 1 日

社団法人日本呼吸器学会
理事長 工藤 翔二 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

石綿健康管理手帳に係る健康診断委託医療機関の要件について

労働衛生行政の推進につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省といたしましては、石綿業務に従事した離職者に係る健康管理対策を図るため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条の規定に基づき、健康管理手帳制度による健康診断を実施してきているところです。

この度、労働安全衛生規則の一部を改正して、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件を追加し、平成19年10月1日より、胸部レントゲン写真等で画像所見が認められない方でも、一定の石綿作業従事歴を有する方であれば石綿健康管理手帳の交付の対象となります。(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html> をご参照ください。)

また、併せて、石綿健康管理手帳に係る健康診断の実施医療機関を拡大することとし、当該医療機関における健診精度を確保するため、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」の記の2の(1)のイのとおり、健康診断の実施医療機関の要件として、「石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。」を追加することといたしました。

つきましては、石綿業務に従事した離職者に対して適切な健康管理を推進する観点から、貴学会におかれましては、本通達内容及び石綿の健康管理手帳の交付要件の改正について貴学会会員へ周知いただくとともに、当該健康診断の円滑な実施に是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、健康診断の実施医療機関の契約については各都道府県労働局から公募案内が別途公示される予定となっており、契約方法その他詳細については各都道府県労働局の安全衛生課又は労働衛生課にご照会いただきますようお願い申し上げます。

- (添付1) 健康管理手帳制度の概要 (医療関係者用)
- (添付2) 昭和47年9月30日付け基発第653号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」(平成19年9月26日改正)
- (添付3) 昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」(平成19年9月26日改正)
- (添付4) 「石綿健康管理手帳の交付要件の改正について」リーフレット

基安労発第 1001002 号
平成 19 年 10 月 1 日

社団法人日本医学放射線学会
理事長 大友 邦 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

石綿健康管理手帳に係る健康診断委託医療機関の要件について

労働衛生行政の推進につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省といたしましては、石綿業務に従事した離職者に係る健康管理対策を図るため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条の規定に基づき、健康管理手帳制度による健康診断を実施してきているところです。

この度、労働安全衛生規則の一部を改正して、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件を追加し、平成19年10月1日より、胸部レントゲン写真等で画像所見が認められない方でも、一定の石綿作業従事歴を有する方であれば石綿健康管理手帳の交付の対象となります。(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html> をご参照ください。)

また、併せて、石綿健康管理手帳に係る健康診断の実施医療機関を拡大することとし、当該医療機関における健診精度を確保するため、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」の記の2の(1)のイのとおり、健康診断の実施医療機関の要件として、「石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。」を追加することといたしました。

つきましては、石綿業務に従事した離職者に対して適切な健康管理を推進する観点から、貴学会におかれましては、本通達内容及び石綿の健康管理手帳の交付要件の改正について貴学会会員へ周知いただくとともに、当該健康診断の円滑な実施に是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、健康診断の実施医療機関の契約については各都道府県労働局から公募案内が別途公示される予定となっており、契約方法その他詳細については各都道府県労働局の安全衛生課又は労働衛生課にご照会いただきますようお願い申し上げます。

- (添付1) 健康管理手帳制度の概要 (医療関係者用)
- (添付2) 昭和47年9月30日付け基発第653号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」(平成19年9月26日改正)
- (添付3) 昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」(平成19年9月26日改正)
- (添付4) 「石綿健康管理手帳の交付要件の改正について」リーフレット

基安労発第 1001003 号
平成 19 年 10 月 1 日

社団法人日本医師会
産業保健担当理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

石綿健康管理手帳に係る健康診断委託医療機関の要件について

労働衛生行政の推進につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省といたしましては、石綿業務に従事した離職者に係る健康管理対策を図るため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条の規定に基づき、健康管理手帳制度による健康診断を実施してきているところです。

この度、労働安全衛生規則の一部を改正して、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件を追加し、平成19年10月1日より、胸部レントゲン写真等で画像所見が認められない方でも、一定の石綿作業従事歴を有する方であれば石綿健康管理手帳の交付の対象となります。(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html> をご参照ください。)

また、併せて、石綿健康管理手帳に係る健康診断の実施医療機関を拡大することとし、当該医療機関における健診精度を確保するため、昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」の記の2の(1)のイのとおり健康診断の実施医療機関の要件として、「石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。」を追加することとともに、同通達の記の2の(6)のとおり、「(健康診断の実施医療機関の)要件を満たすか否かの判定等をはじめ、委託医療機関の確保に当たっては、都道府県医師会の協力を得るものとする。」といたしました。

つきましては、石綿業務に従事した離職者に対して適切な健康管理を推進する観点から、貴会におかれましては、本通達内容及び石綿の健康管理手帳の交付要件の改正について都道府県医師会等へ周知いただくとともに、当該健康診断の円滑な実施には是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、健康診断の実施医療機関の契約については各都道府県労働局から公募案内が別途公示される予定となっており、契約方法その他詳細については各都道府県労働局の安全衛生課又は労働衛生課にご照会いただきますようお願い申し上げます。

- (添付1) 健康管理手帳制度の概要 (医療関係者用)
- (添付2) 昭和47年9月30日付け基発第653号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」(平成19年9月26日改正)
- (添付3) 昭和47年11月29日付け基発第762号「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」(平成19年9月26日改正)
- (添付4) 「石綿健康管理手帳の交付要件の改正について」リーフレット

健康管理手帳制度について

1. 健康管理手帳制度の概要

がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務（石綿、ベンジジン、粉じん、ベリリウムなどの12の業務）に従事して、一定の要件に該当する者は、離職の際又は離職の後に都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付される。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（粉じんの健康管理手帳については年1回）無料で受けることができる。

2. 石綿健康管理手帳所持者の健診項目

(1) 業務の経歴の調査

(2) 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

(3) せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

(4) エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査

(5) (4)の検査の結果、次のいずれかに該当し、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査（CT検査）（ただし、i.に該当し実施するCT検査については原則年1回とする。）

i. 石綿による、びまん性胸膜肥厚、石灰化胸膜プラーク等の陰影により、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。以下同じ。）が読影しづらい場合（両肺野に石綿による不整形陰影がある場合を除く。）

ii. 異常な陰影がある場合

(6) (4)又は(5)の検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査（医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査）

3. 石綿健康管理手帳の健康診断を実施する医療機関の要件

都道府県労働局は健診委託医療機関等については公募を行い、次の要件を満たすものと契約を結ぶものとする。

(1) 健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。

(2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

(3) 次に掲げる石綿業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されているこ

(医療関係者用)

と。ただし、「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」については都道府県労働局管内の医療機関の整備状況等によっては、必ずしも装備されていなくともよい場合がある。

- i. エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置(CT検査装置)
- ii. 標本染色用器具
- iii. 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(参考)石綿健康管理手帳の交付対象者・交付要件・手帳の申請から交付までの手続

① 交付対象者(労働安全衛生法施行令第23条):

石綿(これをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務に従事していた者

② 交付要件(労働安全衛生規則第53条):

次のいずれかに該当すること(ロ、ハ、ニについては平成19年10月1日より施行)

- イ) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- ロ) 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。)に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。
- ハ) 石綿を取り扱う作業(ロ)の作業を除く。)に10年以上従事していた経験を有していること。
- ニ) (ロ)及び(ハ)に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。(※)
※(ロ)の作業に従事した月数に10を乗じて得た数と(ハ)の作業に従事した月数との合計が120以上であって、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していることとする。

③ 手帳の申請から交付までの手続

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請する。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付される。

<申請に必要なもの>

- (1) 健康管理手帳交付申請書
- (2) 申請者本人が記載した業務歴

上記(1)、(2)に加えて

- (3) 石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された事業者の証明書
- (4) 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の同僚者の証明書
- (5) 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書

- 交付要件のイ)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出する。

基 発 第 6 5 3 号

昭和 47 年 9 月 30 日

改正 昭和 50 年 2 月 10 日

改正 昭和 51 年 2 月 17 日

改正 昭和 53 年 5 月 19 日

改正 平成 8 年 7 月 23 日

改正 平成 15 年 1 月 20 日

改正 平成 18 年 9 月 7 日

改正 平成 19 年 9 月 26 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 55 条の規定に基づき、健康管理手帳所持者が受ける健康診断について別添のとおり定められたので、了知の上、当該健康診断の実施に遺憾のないようにされたい。

別添

健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱

1 健康管理手帳の所持者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者を除く。）に対する健康診断は、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行う。

ただし、複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者が受ける複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断で、放射線被ばくを伴う検査が重複している場合において、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略することができる。

業務の区分	回数	項目
労働安全衛生法施行令（昭和47年政令318号）第23条第1号、第2号又は第12号の業務	6カ月に1回	1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣（医師が必要と認める場合は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査
労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務（じん肺管理区分が管理2の者）	年に1回	1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。）による検査 2 エックス線写真による検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診
労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務	年に1回	1 粉じん作業についての職歴の調査及び

生法施行令
第 23 条第
3 号の業務
(じん肺管
理区分が管
理 3 の者)

エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査

2 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。ただし、肺機能検査については、エックス線写真による検査の結果、一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められる者、結核精密検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者並びにエックス線写真による検査、胸部に関する臨床検査及び肺結核以外の合併症に関する検査の結果、じん肺の所見があり、かつ、肺結核以外の合併症にかかっていると診断された者を除く。

3 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、肺結核にかかっており、又はかかっている疑いのある者については結核精密検査

エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診

エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核及び原発性肺がん以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者(肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査を受けることが医師により必要であると認められた者に限る。)については、肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査

ただし、エックス線写真に一側の肺野の

		<p>三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められる者を除く。</p>
<p>労働安全衛生法施行令第23条第4号の業務</p>	<p>6カ月に1回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合には、生検及び病理学的検査)又は皮膚の病理学的検査
<p>労働安全衛生法施行令第23条第5号の業務</p>	<p>6カ月に1回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 せき、たん、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、食欲不振、体重減少、知覚異常、鼻腔、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、肝機能検査、赤血球系の血液検査、毛髪若しくは尿中の砒素量の測定、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、^{かくたん} 喀痰の細胞診、気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)又は皮膚の病理学的検査
<p>労働安全衛生法施行令</p>	<p>6カ月に1回</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、食欲不振、皮膚等の

<p>第 23 条 第 6 号の業務</p>		<p>他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 たん、せき、胸痛、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査</p> <p>5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)又は皮膚の病理学的検査</p>
<p>労働安全衛生法施行令第 23 条 第 7 号の業務</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査</p> <p>5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、^{かくたん}喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)</p>
<p>労働安全衛生法施行令第 23 条 第 8 号の業務</p>	<p>6 カ月に 1 回</p>	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 乾性せき、たん、^{いん}咽頭痛、のどのいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、^{けん}倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 乾性せき、たん、^{いん}咽頭痛、のどのいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、^{けん}倦怠感、食欲不振、体重減少、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>

		<p>査</p> <p>4 肺活量の測定</p> <p>5 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査</p> <p>6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、胸部理学的検査、肺換気機能検査、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウム量の測定、皮膚貼付試験又はヘマトクリット値の測定</p>
労働安全衛生法施行令第23条第9号の業務	6カ月に1回	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 乾性せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 乾性せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいい、左右いずれかの側面から撮影した写真を含む。)による検査</p> <p>5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰の細胞診、気管支ファイバースコピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)、頭部のエックス線写真による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査</p>
労働安全衛生法施行令第23条第10号の業務	6カ月に1回	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、肝疾患、疼痛等</p>

<p>務</p>		<p>の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛、肝又は脾の腫大等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 肝機能検査（血清ビリルビン、GOT、GPT、AL-p）</p> <p>5 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査</p> <p>6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、血小板数、γ-GTP、ZTT、ICG、LDH若しくは血清脂質の検査、特殊な撮影法による胸部のエックス線写真による検査、肝若しくは脾のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査</p>
<p>労働安全衛生法施行令第23条第11号の業務</p>	<p>6カ月に1回（右欄第5号の①に該当し実施する、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査については原則年1回）</p>	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）による検査</p> <p>5 前号の検査の結果、次のいずれかに該当し、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査</p> <p>① 石綿による、びまん性胸膜肥厚、石灰化胸膜プラーク等の陰影により、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。以下同じ。）が読影しづらい場合（両肺野に石綿による不整形陰影がある場合を除く。）</p> <p>② 異常な陰影がある場合</p> <p>6 前二号の検査の結果、異常な陰影がある</p>

		場合で、医師が必要と認めるときは、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコープ検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)
--	--	--

- 2 前記1の健康診断は、都道府県労働局長が当該健康診断実施業務を委託した医療機関において行う。

基発第 762 号
昭和47年11月29日
改正 昭和50年2月10日
改正 昭和51年2月17日
改正 昭和53年3月22日
改正 昭和53年5月19日
改正 昭和55年6月26日
改正 昭和56年6月18日
改正 平成8年7月23日
改正 平成11年12月1日
改正 平成15年1月20日
改正 平成18年9月7日
改正 平成19年9月26日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について

健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施については、昭和47年9月30日付け基発第653号をもって「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」（以下「要綱」という。）を定め通達したところであるが、その運用については、下記事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

記

要綱1関係

- (1) 健康診断の実施回数は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第23条第1号、第2号又は第12号の業務(以下「ベンジジン等業務」という。)、同条第4号の業務(以下「クロム酸等業務」という。)、同条第5号の業務(以下「三酸化砒素業務」という。)、同条第6号の業務(以下「コールタール業務」という。)、同条第7号の業務(以下「ビス(クロロメチル)エーテル業務」という。)、同条第8号の業務(以下「ベリリウム業務」という。)、同条第9号の業務(以下「ベンゾトリクロリド業務」という。)、同条第10号の業務(以下「塩化ビニル業務」という。)及び同条第11号の業務(以下「石綿業務」という。)については、半年に1度、同条第3号の業務(以下「粉じん業務」という。)については、1年に1回とされていること。

なお、健康診断を委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）が健康診断を実施する時期は、各都道府県労働局において、委託医療機関との話し合いにより適切な時期に定めることとするが、再度検査を行う必要がある場合、検査の結果が判明するまでに相当の日数を必要とする場合、追加検査を行う場合等には、決められた月の翌月にわたって健康診断が行われることも考えられるので、実施期日については弾力的に運用すること。

(2) 健康診断の実施については下記の事項に留意し、委託医療機関に対して指導すること。

- イ 複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者（以下「複数手帳所持者」という。）の健康診断については、できる限り同じ委託医療機関において同時に実施するよう配慮すること。
- ロ 複数手帳所持者が、同じ委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査（エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。）が重複するものの、3月以内に実施された当該検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。
- ハ 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書（写真を含む。ただし、3月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。）が後に受診する委託医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。
- ニ 40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくのリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。
- ホ 胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。
- ヘ 石綿業務に係る健康管理手帳を所持する者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。

2 要綱2関係

(1) 要綱1の委託医療機関については、公募を行い、次の要件を満たすものと契約を結ぶこと。

- イ 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に

係る健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。

ロ 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。

ハ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(チ)、(リ)及び(ヌ)の「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」(以下「気管支ファイバースコープ等」という。)については、管内に1カ所以上の気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関を確保している場合は、気管支ファイバースコープ等が装備されていない委託医療機関による健康診断においても、装備されている委託医療機関を紹介することにより、気管支ファイバースコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備しているときは、この限りでない。

(イ) ベンジジン等業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d エックス線直接撮影装置

(ロ) 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- c 動脈血ガス分析装置
- d 顕微鏡及び細菌培養装置
- e 標本染色用器具

(ハ) クロム酸等業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(ニ) 三酸化砒素業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- d 原子吸光分光光度計

(ホ) コールタール業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(ヘ) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(ト) ベリリウム業務関係

- a 遠心機
- b ダグラス・バッグ、ガスメーター、呼吸計(スパイロメーター等)、

オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台

c エックス線直接撮影装置

d 心電計

e 原子吸光分光光度計

f パッチテスト用具一式

(フ) ベンゾトリクロリド業務関係

a 遠心機及び顕微鏡

b 標本染色用器具

c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

d 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

e 血球数計算盤又は自動血球計数器

(リ) 塩化ビニル業務関係

a 顕微鏡

b 標本染色用器具

c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

d 光電分光光度計

e シンチグラフィ撮影装置一式

f 血管造影器具

(ヌ) 石綿業務関係

a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

b 標本染色用器具

c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

ニ (社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

(2) 都道府県労働局長は、公募に参加した医療機関のうち、前(1)の要件を満たすものと、健康管理手帳に係る健康診断の実施を委託する契約を締結すること。

なお、委託医療機関については、管内の医療機関と契約することが原則であるが、健康管理手帳所持者の利便性のため、近隣の都道府県労働局管内の医療機関と契約を結ぶ必要がある場合には、公募に当たってはその旨を周知するとともに、当該近隣の都道府県労働局と連携を図ること。

(3) 健康管理手帳交付対象業務に従事した者又は従事している労働者に対する健康診断を行っている事業場附設の医療機関についても、委託医療機関として契約を締結して差し支えないものであること。

(4) 都道府県労働局総務部長と医療機関との委託契約は、別添1の契約書の様式により行うものとする。

(5) 別添1の契約書第3条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項は、別添2のとおりとする。

(6) 前記(1)の要件を満たすか否かの判定等をはじめ、委託医療機関の確保に当たっては、都道府県医師会の協力を得るものとする。

(7) 現に契約を締結している医療機関については、新たに公募に応募する必要はないこと。

3 健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施区分は、次のとおりとする。

(1) 健康管理手帳の交付を受けた者が、次の各号に掲げる期間に該当する場合

は、健康管理手帳の交付を受けた者を現に雇用している事業者が行うべき健康診断を受けるものとする。

イ 当該健康管理手帳の発給に係る事業者者に再雇用され、在職している間
ロ ベンジジン等業務に係る健康管理手帳を所持する者が前イの事業者以外の事業者者に雇用され、次の各号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務（オーラミン又はマゼンダを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物質を取り扱う業務を除く。ベンジジン又はベーターナフチルアミンにあっては、試験研究のため製造し、又は使用する業務に限る。）に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

(イ) アルファーナフチルアミン

(ロ) オーラミン

(ハ) オルトートリジン

(ニ) ジアニシジン

(ホ) ジクロルベンジジン

(ヘ) マゼンダ

(ト) ベンジジン

(チ) ベーターナフチルアミン

ハ 粉じん業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者者に雇用され、粉じん業務に従事している間及び作業転換により他の業務に転換し、在職している間

ニ(イ) クロム酸等業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者者に雇用され、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3第2号11若しくは21に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号11若しくは21に係るものを製造し、又は取扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）に従事した後、当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

(ロ) クロム酸等業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者者に雇用され、令別表第3第2号第11若しくは21に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号11若しくは21に掲げるものを製造し、又は取り扱う業務に従事している間

ホ 三酸化砒素業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者者に雇用され、令別表第3第2号15に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号15に係るものを製造し、又は取り扱う業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

ヘ コールタル業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者者に雇用され、令別表第3第2号14に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号14に係るものを製造し、又は取り扱う業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

ト ビス（クロロメチル）エーテル業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者者に雇用され、令第16条第1項第6号に掲げる物又は同項第9号に掲げる物で同項第6号に係るものを試験研究のため製造し、又は使用する業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

チ ベリリウム業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者には雇用され、令別表第3第1号6に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号6に係るものを製造し、又は取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。）に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

リ ベンゾトリクロリド業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者には雇用され、令別表第3第1号7に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号7に係るものを製造し、又は取り扱う業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

ヌ 塩化ビニル業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者には雇用され、令別表第3第2号6に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号6に係るものを製造し、又は取り扱う業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

ル 石綿業務に係る健康管理手帳を所持する者が、前イの事業者以外の事業者には雇用され、令第16条第1項第4号に掲げる物若しくは同項第9号に掲げる物で同項第4号に係るものを試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第3条に規定する適用除外製品等を製造し、若しくは取り扱う業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

(2) 前(1)以外の場合は、当該健康診断は都道府県労働局長の委託する医療機関において実施するものとする。

(3) なお、前(2)による場合のほかは、事業者が(1)のイないしルによる健康診断を委託医療機関に委託して実施するとしても、その費用は国が負担するものではないこと。

4 健康管理手帳に係る健康診断費の支払い等の事務

委託医療機関に対する健康管理手帳所持者の健康診断に要した費用（以下「健康診断費」という。）の支払い等の事務は、当該委託医療機関と契約している都道府県労働局において次により行うものとする。

健康診断費の請求に使用する健康診断費請求書（以下「請求書」という。）及び健康診断費請求内訳書（以下「請求内訳書」という。）の書式は、別紙様式第1号及び様式第2号とすること。

請求書の受付及びその内容審査、健康管理手帳台帳の健康診断実施状況の記入、6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る関係機関との協議等については、都道府県労働局労働衛生主務課において行うこと。

健康診断費（6(1)に掲げる労災保険の適用を受けない者に係る健康診断費を除く。）の支払い事務については、労災保険指定医療機関に対する診療日の局払いに準じて行うこと。

5 健康管理手帳に係る健康診断の受診旅費の支払い等の事務

健康管理手帳所持者に対して行う健康診断の受診のために要する旅費（以下「受診旅費」という。）の支払い等の事務は、別添3により行うこと。

6 労災保険の適用を受けない者の取扱い

(1) 定義

「労災保険の適用を受けない者」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）をいい、次に掲げる者が該当する。

イ 昭和62年3月31日以前に日本国有鉄道に在籍した職員等（以下「旧国鉄職員」という。）

ロ 地方公務員であった者（労働者災害補償保険法の適用事業場において有害業務に従事していた非常勤職員を除く。以下同じ。）

ハ 平成13年1月5日以前に郵政省に在籍した郵政事務官及び郵政技官、平成15年3月31日以前に郵政事業庁に在籍した総務事務官及び総務技官並びに平成15年4月1日以降に日本郵政公社に在籍した公社の職員（以下「旧郵政職員」という。）

(2) 労災保険の適用を受けない者の取扱いに係る考え方

健康管理手帳制度の趣旨、労働者の安全と健康確保に係る労働安全衛生法上の事業者の責務を踏まえると、退職後の労働者についても、事業者がその従事した業務に起因する疾病の早期発見についての措置を講ずるべきものである。

このことから、労災保険の適用を受けない者に係る健康診断費及び受診旅費の費用負担については、旧国鉄職員については独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構において、地方公務員であった者については関係地方公共団体において、旧郵政職員については日本郵政公社において、それぞれ行うべきものである。

(3) 具体的な取扱い

平成18年10月1日以後に労災保険の適用を受けない者に対して行われる健康診断については、健康診断費及び受診旅費の支払いが(2)のとおり行われることを前提として、次のイからチまでのとおり事務を行うこと。

イ 健康管理手帳の交付の申請があったときは、その申請者が労働者災害補償保険法の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事していた者（以下「労災保険の適用を受けない申請者」という。）であるか否かを確認すること。

ロ イの確認の結果、申請者が労災保険の適用を受けない申請者であるときは、次に掲げるところによること。

(イ) 当該労災保険の適用を受けない申請者が、①労働者災害補償保険法の適用事業場においても有害業務に従事していたことがあるか否か及び②従事していたことがある場合には、その期間を確認すること。この場合において、原則的に、当該期間が労働者災害補償保険法の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事した期間よりも長い場合には、その者に係る健康診断費等の支払いは、都道府県労働局長が行うこととなること。

(ロ) 当該労災保険の適用を受けない申請者が、新規事業者（労働者災害補償保険法の適用事業場以外の事業場に係る事業者で、その雇用していた労働者についてこれまでに健康管理手帳が交付されたことがない者をいう。以下同じ。）に雇用されていた者であるときは、その旨を遅滞なく本省労働衛生課あて報告すること。なお、本省労働衛生課においては、当該報告

があったときは、当該新規事業者が地方公共団体である場合にあっては総務省に、地方公共団体以外の者である場合にあっては関係省庁に、それぞれ必要な事項について連絡を行う。

ハ 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳の交付を決定したときは、別紙様式第3号により遅滞なく本省労働衛生課あて報告すること。

ニ 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳を交付するときは、別添4のとおり、健康管理手帳に、その者に係る健康診断費等を負担すべき事業者の名称を朱書きで記入すること。また、当該者に対し、次に掲げる事項を説明すること。なお、(ハ)についての説明は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4条の規定による利用目的の明示として行うものであること。

(イ) 健康診断の実施、健康診断費等の支払い等については、当該者が有害業務に従事していた事業場に係る事業者が行うべきものであり、その方法は、別添5の1の方法によるものであること。

(ロ) 当該事業者が行う健康診断及びその受診旅費の請求に係る連絡先（当該事業者が新規事業者である場合にあっては、これらの事項を追って説明する予定であること。）

(ハ) 健康管理手帳が交付されたことについて、当該事業者（当該事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該事業者及び総務省）に連絡する予定であること。

ホ 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳を交付した場合であって、当該申請者を雇用していた事業者が地方公共団体であり、かつ、新規事業者でないときは、当該交付の決定について遅滞なく当該地方公共団体あて連絡すること。なお、当該事業者が地方公共団体以外の者であるときは、これらに相当する事項は本省労働衛生課において行う。

ヘ 労災保険の適用を受けない申請者に対し健康管理手帳を交付した場合であって、当該申請者を雇用していた事業者が地方公共団体であり、かつ、新規事業者であるときは、次に掲げるところによること。なお、当該事業者が地方公共団体以外の者であるときは、これらに相当する事項は本省労働衛生課において行う。

(イ) 別途本省労働衛生課から連絡する地方公共団体の連絡先に対し、健康管理手帳制度の概要、労災保険の適用を受けない者に係る取扱い等必要な事項を説明した上で、当該地方公共団体における健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施方法、健康診断費等の支払いの方法等について、書面による情報提供（当該書面の例として、別添5を参照）を求めること。

(ロ) (イ)の情報提供があったときは、遅滞なく本省労働衛生課あて報告するとともに、ニの健康管理手帳を交付した者に対し、ニの(ロ)に掲げる事項を説明すること。

ト 労災保険の適用を受けない者から健康診断費等の支払いについて相談があった場合であって、当該支払いを行うべき事業者が地方公共団体であるときは、都道府県労働局において、当該地方公共団体と協議を行う等の対応を行うこと。また、当該支払いを行うべき事業者が地方公共団体以外の者であるときは、本省労働衛生課あて報告すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、健康管理手帳の交付、書替え及び再

交付の手続については、平成11年12月1日付け基発第682号「健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」に掲げるところによること。

別添1

契 約 書

(都道府県名) 労働局総務部長(総務部長氏名) (以下「甲」という。)と(医療機関名及び代表者氏名) (以下「乙」という。)は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の健康管理手帳(以下「手帳」という。)のうち、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第23条第 項の業務に係る手帳を所持する者に対する健康診断の実施に関し、次のとおり契約する。

第1条 甲及び乙は、ともに信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 乙は、手帳を所持する者(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより手帳を所持するに至った者(以下「労災保険の適用を受けない者」という。))を除く。)に対し、健康管理手帳に係る健康診断を実施し、甲は、乙が当該健康診断の実施に要した費用を乙の請求に基づき支払うとともに、乙が手帳を所持する者で労災保険の適用を受けない者に対し健康診断を実施した場合には、必要に応じ、当該健康診断の実施に要した費用の支払いが適切に行われるよう関係機関と協議を行う。

第3条 前条の健康診断の実施方法、費用の額及び請求方法その他健康診断の実施に関し必要な事項は都道府県労働局長が定める。

第4条 この契約の当事者は2カ月前までに予告すれば、これを解約することができる。

第5条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに双方からなんらかの意思表示をしない場合には、この契約の効力を更に1箇年間自動的に更新し、以後も同様とする。

第6条 乙は個人情報の保護に関する法律等の適用を受ける者であり、この契約により保有した個人情報の取り扱いに当たっては、漏えい、滅失または棄損の防止の他、保有個人情報の適正な管理に努め、その内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

第7条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、随時甲及び乙が協議して定める。

上記契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通ずつ所持するものとする。

年 月 日

甲(都道府県名) 労働局総務部長(総務部長氏名) ㊟

乙(医療機関名及び代表者氏名) ㊟

別添 2

契約書第 3 条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項

- 1 労働安全衛生法施行令第 23 条に係る健康診断は、都道府県労働局長と委託医療機関との話し合いにより適切な時期を定め、実施するものとする。
- 2 委託医療機関は、当該委託医療機関に所属する医師のうちから当該健康診断の実施に当たる医師を指名するものとする。この場合において、委託医療機関は、指名しようとする医師について、都道府県労働局長に通知するものとする。
- 3 委託医療機関は、都道府県労働局長から送付される健康管理手帳所持者名簿により、手帳所持者に対して健康診断の受診の案内を行うものとする。
- 4 委託医療機関は、手帳所持者の健康診断により、再検査又は追加検査を行う必要が認められた者に対しては、当該健康診断の実施に当たる医師により、所見の説明等の必要事項の説明を行うものとする。
- 5 委託医療機関は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、次の 15 に定める手帳の種類ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査等を行う必要が認められた場合には、その精密検査等の必要性及び当該精密検査等は健康管理手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上での医療保険等による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。
- 6 委託医療機関は、手帳所持者の行う受診旅費の請求又は粉じんに係る健康管理手帳の健康診断の場合における手帳所持者の行う都道府県労働局長へのじん肺管理区分決定申請について、手帳所持者に対し必要な指導を行うこと。
- 7 委託医療機関は、複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者（以下「複数手帳所持者」という。）の健康診断については、できる限り同じ委託医療機関において同時に実施するよう配慮すること。
- 8 複数手帳所持者が、同じ委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査（エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。）、胸部らせん CT 検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。）が重複するものの、3 月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。
- 9 複数手帳所持者が、異なる委託医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した委託医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書（写真を含む。ただし、3 月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。）が後に受診する

委託医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。

10 委託医療機関は、40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくのリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。

11 委託医療機関は、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。

12 委託医療機関は、石綿業務に係る健康管理手帳を所持する者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。

13 委託医療機関が健康診断に要した費用（契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る費用を除く。）の請求を行う場合は、当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書（様式第1号）及び健康管理手帳所持者に係る健康診断費内訳書（様式第2号）を都道府県労働局長に提出して行うものとする。

14 健康診断費の支払いは、請求のあった日から30日以内に行うものとする。

15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。

(1) ベンジジン等業務関係

① 問診及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6,500円

② 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査を行った場合は4,000円を加算する。

③ 膀胱鏡検査を行った場合は8,400円を加算する。

④ 腎盂撮影検査を行った場合は8,700円を加算する。

(2) 粉じん業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

② 肺機能検査でスパイロメトリー及びフローボリューム曲線の検査を行った場合は3,200円を、動脈血ガス分析検査を行った場合は4,500円を加算する。

③ 結核精密検査で結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、特殊撮影によるエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュ

一タ断層撮影を行った場合は19,200円を若しくはそれ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を、赤血球沈降速度検査を行った場合は1,500円を又はツベルクリン反応検査を行った場合は900円を加算する。

- ④ 肺結核以外の合併症の検査で、結核菌検査を行った場合は4,400円を、蛍光抗体法による細菌顕微鏡検査を行った場合は600円を、喀痰細胞診を行った場合は4,000円を、特殊撮影によるエックス線検査のうちで側面像の単純撮影を行った場合は2,000円を、斜位像の単純撮影を行った場合は2,000円を、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を又は気管支造影を行った場合は9,500円を加算する。

(3) クロム酸等業務関係

- ① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。
③ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。
④ 気管支ファイバースコピー検査を行った場合は18,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

- ⑤ 皮膚の病理学的検査を行った場合は16,400円を加算する。

(4) 三酸化砒素業務関係

- ① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
② 肝機能検査を行った場合は2,900円を加算する。
③ 赤血球系の血液検査を行った場合は700円を加算する。
④ 毛髪又は尿中の砒素量の測定を行った場合は7,000円を加算する。
⑤ 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査を行った場合は5,700円を加算する。
⑥ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。
⑦ 気管支ファイバースコピー検査を行った場合は18,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

- ⑧ 皮膚の病理学的検査を行った場合は16,400円を加算する。

(5) コールタール業務関係

- ① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。

④ 気管支ファイバースコピー検査を行った場合は18,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

⑤ 皮膚の病理学的検査を行った場合は16,400円を加算する。

(6) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

③ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。

④ 気管支ファイバースコピー検査を行った場合は18,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

(7) ベリリウム業務関係

① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円

② 肺換気機能検査を行った場合は2,300円を加算する。

③ 肺拡散機能検査を行った場合は2,900円を加算する。

なお、肺換気機能検査及び肺拡散機能検査を両方とも実施した場合には、この両方を併せて3,900円を加算することとする。

④ 心電図検査を行った場合は1,800円を加算する。

⑤ 尿中又は血液中のベリリウムの量の測定を行った場合は7,000円を加算する。

⑥ 皮膚貼付試験を行った場合は200円を加算する。

⑦ ヘマトクリット値の測定を行った場合は1,700円を加算する。

(8) ベンゾトリクロリド業務関係

① 問診及びエックス線写真(正面及び側面)の検査を行ったもの 8,500円

② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。

- ③ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。
- ④ 気管支ファイバースコープ検査を行った場合は18,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。
なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。
- ⑤ 頭部のエックス線写真の検査を行った場合は2,000円を加算する。
- ⑥ 血液検査(血液像を含む。)を行った場合は1,000円を加算する。
- ⑦ リンパ腺の病理組織学的検査を行った場合は12,000円を加算する。
- ⑧ 皮膚の病理学的検査を行った場合は16,400円を加算する。

(9) 塩化ビニル業務関係

- ① 問診、エックス線写真及び血液検査(ビリルビン、GOT、GPT及びALP)の検査を行ったもの 10,100円
- ② 血小板数の検査を行った場合は400円を、 γ -GTPの検査を行った場合は200円を、ZTTの検査を行った場合は200円を、ICGの検査を行った場合は1,200円を、LDHの検査を行った場合は200円を、血清脂質の検査を行った場合は1,000円を加算する。
- ③ 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。
- ④ 肝又は脾のシンチグラムの検査を行った場合は16,000円を加算する。
- ⑤ 中枢神経系の神経医学的検査を行った場合は4,900円を加算する。

(10) 石綿業務関係

- ① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
- ② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。
- ③ 喀痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。
- ④ 気管支ファイバースコープ検査を行った場合は18,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。

(11) その他

- ① 委託医療機関が、健康診断受診者の同意を得て、追加検査、精密検査若しくは治療又は他の業務に係る健康管理手帳の健康診断に使用することを目的として、診療状況を示す文書を添えて他の医療機関へ紹介した場合は、紹介する側

の委託医療機関において3,000円を加算する。また、紹介する側の委託医療機関において、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合には、当該貸与料またはコピー料を加算する。

- ② 気管支ファイバースコピー検査又は気管支鏡検査を目的として紹介を受けた委託医療機関においては、他の委託医療機関より画像が提供された場合は、紹介を受けた委託医療機関において、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、頭部又は胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。
- ③ 前記8において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を異なる時期に実施し、後に実施する健康管理手帳の健康診断で放射線被ばくを伴う検査を省略する場合については、後に実施する健康診断の問診の単価を5,400円とする。
- ④ 前記9において、放射線被ばくを伴う検査を省略する場合は、先に受診した委託医療機関においては、当該検査の結果に係る文書の作成料として3,000円を加算し、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合は、当該貸与料又はコピー料を加算する。後に受診する委託医療機関においては、先に受診した委託医療機関より画像が提供された場合は、問診の単価5,400円に加え、その画像の診断料として、胸部のエックス線直接撮影の場合は1,000円を、コンピュータ断層撮影の場合は5,400円を、それ以外の断層撮影の場合は1,200円を加算する。

16 委託医療機関が健康診断に要した費用のうち、契約書第2条に規定する労災保険の適用を受けない者に係る請求については、「健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（昭和47年11月29日付け基発第762号労働省労働基準局長通達）記の6の(2)に掲げる区分のとおり行うものとし、その支払いについては、当該請求の相手方の定めるところによるものとする。

別添 3

健康管理手帳所持者に対する受診旅費の支給要領

1 趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第2項に基づき、国が健康管理手帳所持者（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより手帳を所持するに至った者（以下「労災保険の適用を受けない者」という。）を除く。）に対して行う健康診断の受診の促進を図るため、この要領の定めるところにより、その受診のために要する旅費（以下「受診旅費」という。）を支給する。

2 支給対象者

受診旅費は、委託医療機関において、厚生労働大臣の定める健康診断（以下「健康診断」という。）を受診した者（労災保険の適用を受けない者を除く。以下「受診者」という。）に対して支給するものとする。

3 支給の範囲

受診旅費は、受診者が最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に次の範囲で支給する。

イ 受診旅費の種類は交通費と宿泊料とする。

ロ 交通費は、受診者が公的交通機関（バス、電車等をいう。）を利用して、その居住地と最寄りの委託医療機関を往復するために要する普通旅客運賃を支給する。

ハ 宿泊料は、地理的事情等により、宿泊の必要があると認められる場合は1泊につき6,600円を限度として実費額を支給する（2泊以上の宿泊を要する特段の事情がない限り1泊に限る。）。

4 手続

受診旅費の支給を受けようとする者（労災保険の適用を受けない者を除く。）は、委託医療機関に備え付けられた健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書（別紙様式第4号）に必要な事項を記入のうえ押印して、都道府県労働局長あて請求するものとする。

5 受診旅費の支給は、受診者の請求に基づき、都道府県労働局長が行うものとする。

6 請求を受けた都道府県労働局長は受診の事実を委託医療機関からの「健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書（別紙様式第2号）」により確認するとともに請求書の内容を十分審査し、不正受給の防止に努めるものとする。

7 健康管理手帳所持者で労災保険の適用を受けない者に対して行われる健康診断の受診のために要する旅費については、必要に応じ、その支払いが適切に行われるよう関係機関と協議を行う。

8 本要領は、平成19年10月1日から実施する。

別添 4

欄外に事業者の名称（鉄道・運輸機構、〇市〇局、郵政公社）を記入すること。

〇〇〇

氏 名	
生年月日	
住 所	
備 考	

労働安全衛生法第67条第1項の健康管理手帳を交付します。

年 月 日

労働局長 印

名称は以下のような略語で記載

鉄道・運輸機構：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇市〇〇局：〇〇市〇〇局〇〇事務所

郵政公社：日本郵政公社

平成 年 月 日

都道府県労働局長あて

〇〇県（市町村）

〇〇県（市町村）の職員であった者で健康管理手帳の交付を受けたものに対する健康診断の取扱いについて

〇〇県（市町村）の職員であった者で、職員として有害業務に従事したことにより、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条に規定する健康管理手帳の交付を受けたものに対する健康診断については、下記のとおり取り扱うこととしているので、了知されたい。

記

1 健康診断の実施方法（(1)～(3)のいずれかを記載）

- (1) 〇〇県（市町村）の負担により、従前のおり、厚生労働省労働基準局長が定める方法等と同様の方法等により、健康診断を実施する。
- (2) 〇〇県（市町村）の負担により、新たに自らが定める方法等により、健康診断を実施する。
- (3) 健康診断を実施しない。

2 健康診断費等の請求先（住所、電話番号及び担当部署。ただし、健康診断を実施しない場合は不要）

- (1) 医療機関からの健康診断費用の請求先
- (2) 手帳所持者からの受診旅費の請求先

様式第1号

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求書

労働局長殿

請求金額					千			円
------	--	--	--	--	---	--	--	---

ただし、_____ほか_____名に対する健康管理手帳に係る健康診断費内訳は次のとおり

健康診断の種類	内訳書添付枚数	健康診断費請求額
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円
	枚	円

上記の健康診断費は、下記口座へ振り込んでください。

(ふりがな) 振込先口座名義人			
振込先銀行名	銀行 信用金庫 農協 組合	本店 支店 出張所	
預金種別	普通・当座	口座番号	第 _____ 号

上記の金額を請求します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

請求人の(委託医療機関) _____

責任者氏名 _____ 印

電話番号 (_____) - _____ - _____

- 注) 1 請求金額の頭部には、「〒」の文字をつけてください。
 2 健康診断の種類欄には、ベンジジン、ペーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、三酸化砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿又はジアニシジンの別を記入してください。

様式第2号

健康管理手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書
(種類)

委託医療 機関の番号	第 号	委託医療 機関の名称		
支払者名	健康管理 手帳の番号	健康診断 実施年月日	支 払 額	健康管理手 帳交付局名
	第 号	年 月 日	円	局
健康診断受診者氏名				(才)

健 康 診 断 の 内 容		金 額		摘 要
検 査 項 目		円		
そ の 他				
合 計				

(種類) の欄には、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、じん肺、クロム酸等、三酸化砒素、コールタール、ビス(クロロメチル)エーテル、ペリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿又はジアニシジンの別を記入すること。

様式第3号

労災保険の適用を受けない者への健康管理手帳の交付実績報告
(年 月分)

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課 あて

労働局
(担当:)

	事業者の 名称※	交付 年月日	手帳の 種類	業務の概要	交付者氏名	指定 医療機関
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 鉄道・運輸機構、○市○局、郵政公社のいずれかを記載。

【報告日】各都道府県労働局において健康管理手帳に係る審査が終了し、申請者に対して審査結果を通知する際に併せて、本省へ報告すること。なお、記の6の(3)のへの(ロ)に掲げるとおり、地方公共団体から健康診断の実施方法等について情報提供があったときは、本省労働衛生課へ報告すること。

様式第4号

健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書

労働局総務部長殿

私は、_____において、平成____年____月____日に実施された健康診断を受診したので、下記交通費のとおり、その受診旅費を請求します。

請求年月日：平成____年____月____日、

(ふりがな) 氏名	_____ 印
住所	〒 _____
電話番号	_____
健康管理 手帳番号	_____

(ふりがな) 振込先口座名義人	_____		
振込先銀行名	銀行 信用金庫 農協 組合	本店 支店 出張所	
預金種別	普通・当座	口座番号	第 _____ 号

交通機関利用月日	利用交通機関名	区間	交通費
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円
月 日		—	円

(注意)

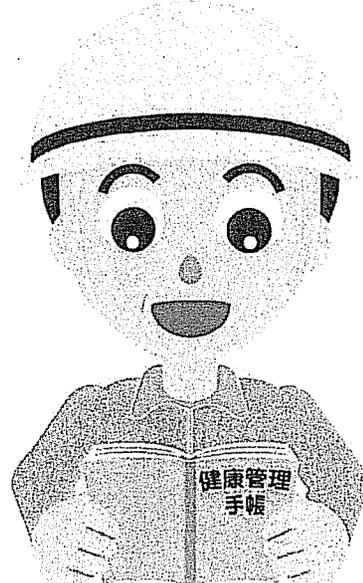
1. 交通費は普通乗車運賃のみ支給いたします。
2. 受診旅費の請求は健康診断の受診の都度請求してください。なお、請求書は受診した日から一週間以内に提出してください。
3. 健康診断を受けるのに宿泊が必要と考える場合は、所轄の労働局へ照会して下さい。なお、請求する場合は、必ず領収書を添付してください。
4. 受診旅費の受領は銀行の口座振り込みに限定されます（郵便局は不可。）。
5. 不明な点でお聞きになりたいことがありましたら、所轄の労働局へ照会してください。

石綿健康管理手帳の

交付要件の改正について

～平成19年10月1日より交付要件が変わります～

労働安全衛生規則の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件が平成19年10月1日より変わります。これにより、一定の石綿作業従事歴のある方も健康管理手帳の交付の対象となります。



◎ 健康管理手帳とは

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方(※)については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております。

健康管理手帳の交付を受けると、労災病院をはじめとする、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※対象となる方は、過去に石綿の取扱い業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方が含まれます。

◎ 対象となる業務とは

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。代表例としては、以下のような業務があります。

- 石綿製品の製造工程における作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- 石綿製品の切断等の加工作業

◎ 健康管理手帳の交付要件とは

次の(2)、(3)が新しく追加されました。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- (2) (新)下記の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。)
 - 石綿の製造作業
 - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (新)(2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

(注意事項)

- ① 対象者は石綿を直接取り扱う作業に継続して従事していた方に限られます。

- ② 交付要件の(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。

(例)：(2)に6ヶ月間、(3)に6年間従事していた場合
→ (6ヶ月×10) + 6年(72ヶ月) = 132ヶ月 ≥ 120ヶ月
→ 手帳を受け取ることができます。

～石綿作業に従事していたかわからない方、心配されている方へ～
下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

◎ 申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後には申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

- ① 健康管理手帳交付申請書
 - ② 申請者本人が記載した業務歴
上記①、②に加えて
 - ③ 石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された 事業者の証明書
 - ④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の 同僚者の証明書
 - ⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、または不十分な場合には、申請者の申立書に加えて、事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書を添付してください。
- 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

○ 申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴取調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課または労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患^(注)を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することとなります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

(注) 石綿による疾患……石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚